

## 【アメリカ】カリフォルニア州のマリファナ所持に関する法改正の動向

海外立法情報課・井樋 三枝子

\* 2010年9月30日、カリフォルニア州議会が可決した少量のマリファナの単純所持に関する改正法は、アーノルド・シュワルツェネッガー州知事(共和党)の署名により成立した。これにより、少量のマリファナ単純所持は陪審審理なしの罰金刑が科せられる違反扱いとなる。また、11月の中間選挙では、少量のマリファナの単純所持を合法化する内容の州民発議法律案「プロポジション 19」が州民投票にかけられる予定である。

### ----- マリファナ所持に関する法改正

「マリファナ所持に関してカリフォルニア州健康安全法第 11357 条及び州交通法典第 23222 条を改正する法律」(California Session Law, Chapter 708)は、2010年9月30日、州知事の署名により成立した。2011年1月1日より施行される。

内容は、個人使用のためのマリファナの 28.5g (約 1 オンス) 以下の所持を「軽罪(misdemeanor)」から「違反(infraction)」へ変更することである。違反者には、100ドルの罰金のみが科せられ、裁判所へ出頭の必要がなくなり、逮捕歴が残らなくなる。

カリフォルニア州ではすでに 1996 年に、個人が自身に使用する目的での医療用のマリファナの栽培、所持、使用を合法化する州民発議法律案「プロポジション 215」が住民投票により成立しているが(州健康安全法典第 11362.5 条)、それ以外のマリファナの所持は違法であり犯罪である。所持している量や状況により幅があるが、これまでは 28.5g 以下の単純所持については「軽罪」とされ、拘禁刑は科されないが陪審審理が行われ、100ドル以下の罰金刑と規定されていた(州健康安全法典第 11357 条)。

「軽罪」とは一般的に「重罪(felony)より法定刑が軽い犯罪」を指し、アメリカの多くの法域では 1 年以下の拘禁又は罰金の犯罪とされている(田中英夫『英米法辞典』東京大学出版会, 1991)。州刑法典第 19.7 条は、特に法で規定する以外「軽罪」に関する条文はすべて「違反」に適用されると規定しているが、同第 19.6 条では「違反」には拘禁刑を科しないと規定され、「違反」の場合は、陪審審理は行われず、公選弁護人も選定されないと規定している。

今回の州法改正で問題とされたのは、少量のマリファナの単純所持に拘禁刑が科されないのであれば、それは「軽罪」ではなく「違反」に過ぎず、規定と現状に齟齬があるという点である。もう 1 点は、州財政上の問題の解決である。マリファナ所持の事件は件数が膨大なだけでなく、家族、友人等、多くの人が事件に関与する特質があり、マリファナについての州民の考え方も多様で、陪審員候補が「予断を持つ可能性がある」との判事の判断で忌避される、検察官や弁護士が特定の候補者を忌避する等の事態が頻発し、陪審員の選定自体が困難だけでなく、審理も長期化しがちであった。少量の単純所持が「違反」と規定されれば、陪審審理、陪審員や公選弁護人の選定が不要となり、裁判所の負担軽減、州の支出削減につながるというのが、法案提出

者の主張である。同内容の法案は、2002 年以降 3 回否決されてきたが、今会期(2009-2010 年)で可決される運びとなった。

少量のマリファナ所持に拘禁刑が科されてこなかったことには、カリフォルニア州の刑務所の定員超過問題も無関係ではない。同州では、1970 年代以降、囚人数が定員を超過して増加の一途をたどっており、現在まで抜本的な改善はなされていない。このような状況は、連邦刑務所訴訟改革法(TITLE VIII of P.L.104-134)に反するとして、カリフォルニア州に対する訴訟が行われている。2010 年 1 月 12 日には、連邦控訴裁判所が同州に対し、2 年以内に受刑者を定員の 137.5%に削減するよう命令を出している(適用は連邦最高裁が上告を受け付けるかどうかの判定を待って実施)。これは約 4 万人の受刑者削減を意味する。

今回の州法改正にあたっては、カリフォルニア薬物捜査官協会が、2000 年の州民投票により成立した 2000 年薬物乱用及び犯罪防止法(州刑法典第 1210 条、第 3065.1 条、州健康安全法典第 10.8 章)との関係で反対意見を主張していた。同法は 2 回までの非暴力的な薬物の単純所持については、収監の代わりに薬物依存に対する医療的措置を課すものである。協会は少量の所持が「違反」扱いとなることで、同法上の医療的措置による救済を求める者が減少する可能性を問題視している。

少量のマリファナ単純所持を「違反」とする今回の法律の署名にあたり、州知事は署名時の声明を発表した。内容は、次のとおりである。この法律は運用実態に用語を合わせるものにすぎず、あわせて州財政の節約を目的としたものであり、今後も(医療用でない)マリファナ所持は違法であり、犯罪であることは変更がない。

署名時の声明には、マリファナ所持の完全合法化の動きを強く牽制し、次に述べる「プロポジション 19」に反対する州知事の意図が込められている。

### マリファナ合法化を目指す「プロポジション 19」

州民発議法律案「プロポジション 19」(2010 年大麻規制管理課税法案)は、2010 年中間選挙時に州民投票に付され、過半数により可決された場合、裁判所による違憲判断がなければ、2011 年 11 月 3 日に施行される。内容は次のとおりである。

- ・ 21 歳以上の者による、個人使用を目的としたマリファナの栽培、運搬の合法化。
- ・ 州の地方自治体によるマリファナの(21 歳以上の者に対する)販売の許可、マリファナ製品への課税の承認。
- ・ 学校敷地でのマリファナ所持、未成年者の前又は公共の場での使用、未成年者への提供の禁止。
- ・ マリファナによる酩酊状態での運転の禁止。

参考文献(インターネット情報はすべて 2010 年 10 月 20 日現在である。)

- ・ SB1449(2009-2010 Regular Session), Senate Committee on Public Safety Bill Analysis.<[http://www.leginfo.ca.gov/pub/09-10/bill/sen/sb\\_1401-1450/sb\\_1449\\_cfa\\_20100419\\_135927\\_sen\\_comm.html](http://www.leginfo.ca.gov/pub/09-10/bill/sen/sb_1401-1450/sb_1449_cfa_20100419_135927_sen_comm.html)>
- ・ SB1449(2009-2010 Regular Session), Senate Floor Analysis.<[http://www.leginfo.ca.gov/pub/09-10/bill/sen/sb\\_1401-1450/sb\\_1449\\_cfa\\_20100421\\_163848\\_sen\\_floor.html](http://www.leginfo.ca.gov/pub/09-10/bill/sen/sb_1401-1450/sb_1449_cfa_20100421_163848_sen_floor.html)>